

出力制御ルールの変更について

国の再生可能エネルギー固定価格買取制度に関し、平成 27 年 1 月 26 日に改正されました「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年 6 月 18 日経済産業省令第 46 号）」に基づき、接続契約申込み時にご同意いただく内容をお知らせします。

記

1. 出力制御について

弊社は、改正後の省令にもとづき、電気の使用が少ない時間帯等において、以下の範囲内でやむを得ず行う発電設備の出力制御については、補償致しません。

太陽光発電設備 (50kW以上に限る ^{※1})	年間 3 6 0 時間	
風力発電設備 (20kW以上に限る)	年間 7 2 0 時間	
バイオ マス	①化石燃料混焼発電	電力系統の運用上必要な範囲で出力制御を実施
	②バイオマス専焼発電	同上（ただし①の出力制御実施後）
	③地域型バイオマス発電 ^{※2}	同上（ただし①、②の出力制御実施後、また燃料貯蔵の困難性、技術的制約等により出力制御が困難な場合を除く）

※1 淡路島南部地域での取扱いは、以下をご確認ください。

(http://www.kepco.co.jp/business/partner/takusou/06/pdf/awaji_seiyakuarea.pdf)

※2 メタン発酵ガス発電、一般廃棄物発電、木質バイオマス発電・農作物残さ発電などで、地域に賦存する資源を有効活用する発電方式のもの。

2. 出力制御に係る機器の設置等について

改正後の省令にもとづき、上記 1. の出力制御を行うために、弊社からの求めに応じ、必要な機器の設置、費用の負担の他、必要な措置を講じていただきます。

以 上

(参考) 出力制御に関する改正省令の主な内容

種 別	これまでの出力制御ルール	新しい出力制御ルール
太陽光	対象設備：500kW以上 無補償期間：年間30日	対象設備：全設備 無補償期間：年間360時間
風 力	対象設備：500kW以上 無補償期間：年間30日	対象設備：全設備 無補償期間：年間720時間

ただし、経過措置として、50kW未満の太陽光発電設備および20kW未満の風力発電設備については、当分の間、新しい出力制御ルールは適用しない。